7 (1) インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2) インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a) 借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関連してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。

(b) 請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別することができる税（主要な請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接の取引により計画に供給される最終の生産物又は役務に関して課される税を含む。）である場合には、インドの実施機関によって支払われること。

8 インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9 インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11 この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年三月三十一日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　平松賢司

インド財務省
経済局局長　Ｓ・セルヴァクマール閣下

付表

1	2	3		4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（パーセント）		償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1 デリー東部外環道路高度道路交通システム導入計画	六十八億七千万円	一・四	コンサルタントに対する支払部分	十年の据置期間の後二十年	七年
		〇・〇一			
2 チェンナイ地下鉄建設計画（第五期）	三百三十三億二千百万円	一・四	コンサルタントに対する支払部分	十年の据置期間の後二十年	九年
		〇・〇一			

3 ナガランド州森林管理計画	六十二億二千四百万円	〇・三	コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一	十年の据置期間の後三十年	十三年
4 ラジャスタン州水資源セクター生計向上計画（第一期）	百三十七億二千五百万円	〇・七	コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一	五年の据置期間の後十年	七年
5 オディシャ州森林セクター開発計画（フェーズ2）	百四十五億千二百万円	〇・三	コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一	十年の据置期間の後三十年	十一年
6 貨物専用鉄道建設計画（電気機関車調達）	千八十四億五千六百万円	六箇月の貸出しに適用される適用可能な変動ロンドン銀行間取引金利に〇・一パーセントのマージンを加えたもの（注）		〇・〇一	十年の据置期間の後二十年	十三年
7 アンドラ・プラデシュ州灌漑（かんがい）・生計改善計画（フェーズ2）（第一期）	二百十二億九千七百万円	一・四	コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一	十年の据置期間の後二十年	七年
総　額	二千四十四億五百万円					

（注）〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は〇・一パーセントとする。

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年三月三十一日にニューデリーで

インド財務省
経済局局長　Ｓ・セルヴァクマール

インド駐在
日本国特命全権大使　平松賢司閣下

（円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。